

官報

(号 外)
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省 令〕

○法務局及び地方法務局の支局及び出張所設置規則及び登記事務委任規則の一部を改正する省令 (法務一)

〔告 示〕

- 保安林の指定をする件 (農林水産二二九～二四五)
- 保安林の指定を解除する件 (同二四六～二四九)
- 保安林の指定施業要件を変更する件 (同二五〇～二五五)
- 種苗法第十八条第一項の規定に基づき品種登録した件 (同二五六)

〔人事異動〕

防衛省

〔公 告〕

諸事項

官庁

第三者所有物の没収、基本測量関係事項関係

裁判所

破産、免責、再生関係

特殊法人等

独立行政法人製品評価技術基盤機構計量法第百四十六条において準用する同法第六十六条の規定に基づく登録の失効、日本弁護士連合会公示送達、厚生年金基金清算結了・清算人退任関係

地方公共団体

行旅死亡人関係

会社その他

会社決算公告

六

五

五

五

○法務省令第一号

法務省設置法(平成十一年法律第九十三号)第十九条第二項及び第二十条第二項並びに商業登記法(昭和三十八年法律第二百五号)第二条(他の法令の規定において準用する場合を含む。)の規定に基づき、法務局及び地方法務局の支局及び出張所設置規則及び登記事務委任規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十年一月三十日

法務大臣 上川 陽子

第一条 法務局及び地方法務局の支局及び出張所設置規則(平成十三年法務省令第十二号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

省

令

第二条 登記事務委任規則（昭和二十四年法務府令第十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

備考 表中の「」は注記である。

		福岡法務局	
		支局	(福岡)
		出張所	(福岡)
		位置	福岡県 福岡市 中央区
		管轄区域	福岡県の内 福岡市の内 東区 博多区 中央区 南区
	[削る]		
粕屋	[略]		
福岡県 糟屋郡 粕屋町			
福岡県の内 糟屋郡の内 宇美町 篠栗町 志免町 須恵町 久山町 粕屋町			

改正後

福岡法務局

		福岡法務局	
		支局	(福岡)
		出張所	(福岡)
		位置	福岡県 福岡市 中央区
		管轄区域	福岡県の内 福岡市の内 博多区 中央区 南区
	[同上]		
粕屋		箱崎	
福岡県 糟屋郡 粕屋町		福岡県 福岡市 東区	
福岡県の内 糟屋郡の内 宇美町 篠栗町 志免町 須恵町 粕屋町		福岡県の内 福岡市の内 東区 糟屋郡の内 久山町	

改正前

福岡法務局

改正後

改正前

第二十八条 福岡法務局久留米支局、飯塚支局、柳川支局、朝倉支局、八女支局、筑紫支局、西新出張所、粕屋出張所及び福岡出張所の管轄に属する商業登記の事務（商業登記法第十条第二項の規定による交付の請求に係る事務を除く。）は、福岡法務局で取り扱わせる。

第二十八条 福岡法務局久留米支局、飯塚支局、柳川支局、朝倉支局、八女支局、筑紫支局、箱崎出張所、西新出張所、粕屋出張所及び福岡出張所の管轄に属する商業登記の事務（商業登記法第十条第二項の規定による交付の請求に係る事務を除く。）は、福岡法務局で取り扱わせる。

備考 表中の「」は注記である。

[2・3 略]

[2・3 同上]

附 則

この省令は、平成三十年二月十三日から施行する。